

令和5年度 第1回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和5年7月25日（火） 午前10時から午前11時10分まで |
| 場 所 | 江別市民会館 小ホール |
| 出席委員 | 林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、久保 礼子、鹿島 聡美（7名） |
| 欠席委員 | なし |
| 事 務 局 | 健康福祉部長 岩淵 淑仁、健康福祉部次長 四條 省人、 介護保険課長 星野 崇志 地域支援事業担当参事 山崎 由起子、障がい福祉係長 飯塚 修義、 高齢福祉係長 川合 彩、地域支援事業担当主査 竹本 真祐、 高齢福祉係主任 廣島 敦（8名） |
| 受 任 者 | 江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名） |
| 傍 聴 者 | なし |
| 議 事 | (1) 報告事項 ア 令和4年度中核機関の運営状況について 【資料1】 イ 令和4年度中核機関の受任調整等の状況について 【資料2】 ウ 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針 【資料3】 (2) 協議事項 ア 令和5年度中核機関（江別市成年後見支援センター）運営業務等事業計画書（案）について 【資料4】 |

議事概要

【1 開会】

○星野介護保険課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。はじめに、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

【2 健康福祉部長挨拶】

○岩淵健康福祉部長

それでは、開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

コロナ禍では、日常生活や社会経済活動等、様々な行動制限が繰り返されてまいりました。本協議会におきましても、書面会議を開催する等、感染対策を講じてきたところでございます。

本年5月8日から、新型コロナウイルスが感染症法上の位置づけが5類に変更され、こうして対面にて開催し、皆様にご参加いただいたことを、改めて感謝申し上げます。

さて、本市の高齢化率は、令和5年7月1日現在32.1%でございまして、特に75歳以上人口の増加が顕著でございます。

こうした中、本市では誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指し、平成29年に健康都市宣言を行い、健康寿命を延ばす様々な取り組みを行っております。

また、年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、これからも、介護と医療の連携強化や、認知症施策の推進、持続可能な介護保険制度等、地域の特性

を生かした包括的な支援体制づくりを進めていきたいと考えております。

こうした支援体制の一つであります、成年後見制度利用促進に係る取り組みにつきましては、令和3年8月に「江別市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、昨年4月から江別市社会福祉協議会へ、成年後見制度の中核機関の運営業務を委託しているところでございます。

また、昨年4月には、関係機関の連携強化を図るため、社会福祉協議会が事務局となりまして、成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を初めて開催しております。

今年度は、中核機関として2年目を迎え、市では、社会福祉協議会と連携しながら、引き続き制度の普及啓発や相談支援、受任調整等の取り組みを進めていくとともに、地域連携ネットワークづくりや、親族後見人等への支援強化を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、当市における成年後見制度利用促進に向けた施策の取り組み、体制整備について、引き続き忌憚のないご意見、ご助言をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【3 各委員紹介】

○星野介護保険課長

次に、委員の皆様をご紹介いたします。おひとりずつ名前をお呼びいたしますので、委員の皆様から一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員紹介)

以上7名の方々が、本協議会委員の皆様です。

続いて、事務局職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

本日の事務局職員の出席は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、江別市成年後見支援センターの職員を紹介いたします。

(受任者紹介)

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降林会長の進行により、協議会を進めさせていただきたいと思っております。

林会長、よろしくお願いいたします。

○林会長

それでは、ただ今から、令和5年度第1回江別市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本協議会の成立及び諸連絡について、事務局よりお願いします。

○星野介護保険課長

まずは、本会議の成立についてご報告いたします。本会議は、「江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱」の規定により、委員の半数以上の出席がございましたので、会議が成立していることを報告いたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。

本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場であります。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言をいただきますよう、お願いいたします。

また、本会議の議事録であります。各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することになっており、本会議の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様へ送付させていただきます。必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○林会長

それでは次第に基づき、順次進めてまいります。

「令和4年度中核機関の運営状況について」、事務局から説明願います。

○川合高齢福祉係長

それでは、次第(1)報告事項「令和4年度中核機関の運営状況について」をご説明いたします。

資料1をご覧ください。こちらの資料は、運営状況の3か年比較となっており、主な項目について、令和2年度から令和4年度までの数値を記載しております。

1頁の項目1「相談等の状況」の(1)「のべ相談件数」につきまして、令和4年度の件数が、704件となっております。令和3年度の914件と比較して、約2割程度減少しております。令和3年度は、申立て件数が多いことから継続対応が増え、のべ相談件数も多くなっているところですが、令和4年度については、件数も落ち着いてきております。

引き続き、新規相談件数につきまして、(2)「実相談件数」は、令和3年度件数が最も多くなっているところですが、令和2年度の件数は前年度より若干減少しているものの、(3)「相談件数(相談内容別)」の件数は271件となっており、ほぼ令和3年度と同程度となっております。

今後も地域連携ネットワークを活用しながら、成年後見制度の周知啓発を図ることで、新規件数は大きく減少することなく、徐々に増加していくのではないかと考えております。

続きまして、項目2「支援等の状況」の(1)「申立ての状況」から、ご説明いたします。

こちらは江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）で申立て支援に携わった件数となります。

令和4年度につきましては、後見12件・保佐3件・補助0件、合計15件の申立て支援に至っております。

次頁内訳でも改めてお伝えいたしますが、近年の相談傾向として、直接的に申立てへ繋がっていないものの、関係機関からセンターを紹介され相談に至る事例や、日常生活自立支援事業の相談が多くなってきております。

引き続き、相談者のニーズに丁寧に応えていくとともに、成年後見制度の利用に繋げてまいります。

引き続き、(2)「活動状況」につきましてご説明いたします。

こちらは、法人受任案件について活動したのべ件数です。

職員の活動件数につきましては、令和4年度625件となっており、令和3年度とほぼ同程度となっております。

一方、後見支援員の活動件数については、令和4年度217件となっており、令和3年度185件から約30件程度増加しております。

昨年同様、職員が直接対応することが多いものの、後見支援員の活動の幅が広がってきております。

引き続き、市民後見人のスキルアップを図り、より一層活動の範囲を広げられるような体制整備を進めていければと考えております。

次に(3)「支援対象者の状況」についてご説明いたします。こちらは、年度末において継続的に相談を受けており、申立て等の支援が必要な方の人数となります。

令和4年度末時点で10名となっており、過去3年の実績同様、例年10名程度の方を支援している状況です。

続きまして、資料2頁をご覧ください。ここからは、令和4年度実績の内訳となります。時間の都合もごさいますので、主な内容を抜粋してご説明させていただきます。

(1)「のべ相談件数(相談者別)」につきまして、最も多かった項目は、「②親族」及び「⑫弁護士・司法書士、社会福祉士等専門職」の項目となっております。どちらも120件であり、次に多い項目が「⑩医療機関」で103件となっております。

また「③家庭裁判所」につきましては、中核機関になったことに伴い、令和4年度から増やした項目となります。

家庭裁判所との主なやりとりは、申立ての案件についてとなります。

なお、項目③以外でも、年に数回程度、家庭裁判所との意見交換会等が開催されており、近隣自治体や社会福祉協議会と共に情報共有を行い、密に連携を図っております。

中段の月別件数につきましては、毎月ごとの相談件数の推移を記載しております。月によってばらつきはありますが、支援するケースによって、スムーズに申立てに繋がる場合や、一方で複合的な問題を抱えたケースでは、様々な関係機関と頻りにやりとりが必要になることから、このような数字の推移となっております。

次に、(2)相談件数(相談内容別)につきましては、「①法定後見」に関する相談が95件と最も多い状況となっております。同件数は、前年度と比較し約20件程度減少しておりますが、一方で近年は「③日常生活自立支援事業」や、「④相続・遺言」に係る相談が増えてきております。

「③日常生活自立支援事業」につきましては、ケアマネジャー等の支援者の口コミにより制度が広がっているからではないかと推測しております。

また、「④相続・遺言」につきましては、昨年同様、ここ数年間問い合わせが増えてきております。相談内容としては、地域の高齢者がまだ自立した生活ができていないもの、身寄りがなく、自分が認知症等により判断能力がなくなった場合どうしたらよいか、いつか施設に入る場合どうしたらよいか等、将来への漠然とした不安から、相談されるケースが多いです。遺言等の相談の場合、公証役場等の相談先をご提案するほか、任意後見の制度案内をする場合もございます。

今後も高齢者の増加に伴い、こうした相談が増加していくと考えております。

引き続き、3頁をご覧ください。(2)「活動状況」につきましては、法人受任の活動状況内訳となります。上段において最も多い項目が、「②財産管理」で251件、続いて「③各種契約、手続き等」194件となっております。

下段の後見支援員の活動状況において最も多い項目は、「⑥定期訪問・支援」で212件となっております。こちらは、定期的に被後見人等の元を訪れて、本人の状況を確認したり、金銭管理する等の活動が中心となっております。

続きまして、4頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」につきましては、センターが実施する市民への成年後見制度の普及啓発活動や、市民後見人候補者への研修等の活動状況となります。

(1)「成年後見制度普及啓発」につきましては、年1回市民向け講演会を実施しております。令和4年度は、10月29日に落語家・手話落語家の林家とんでん平氏を講師にお迎えし、ご家族との実体験を交えながら、誰もが安心して暮らすことができるよう、成年後見制度について、楽しく解説いただき、89名の方にご参加いただきました。

(2)「市民後見人フォローアップ研修」につきましては、年2回実施しております。令和4年度1回目には、6月30日に岩見沢ななほし法律事務所の田村弁護士を講師にお迎えし、成年後見制度について解説いただき、23名の方にご参加いただきました。

2回目は、12月13日に東京大学大学院の東特任専門職員と税理士の方をお迎えし、相続の知識や地域におけるチーム支援等について解説いただき、21名の方にご参加いただきました。

毎年、こうした研修を通して、引き続き市民後見人としてのスキルアップを図ってまいります。

中核機関の運営状況につきましては、以上でございます。

○林会長

それでは今の説明について、委員の方から何かご質問等ございますか。

○森田委員

2点ご質問いたします。1点目、昨年度の第1回会議にて、昨年度の市民後見人候補者は40名であり、市民後見人候補者として活動されていない方が17名とお伺いいたしました。

平成27年度・令和2年度の市民後見人養成者において、現在の市民後見人候補者と、活動されていない方の人数を教えてください。

2点目に、2頁(1)「のべ相談件数」について、「⑭行政機関」83件となっておりますが、どのような相談内容だったのか、報告できる範囲で簡単に教えていただけますか。

○林会長

それでは、まず市民後見人の方からお願いできますでしょうか。

○平塚主任相談支援員

1点目の市民後見人候補者について、平成27年度養成者は17名、令和2年度養成者は19名、合計36名となっております。市民後見人として活動していない候補者は9名となっており、このうち5名は後見支援員として活動したことはありませんが、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動しております。

2点目の行政機関に関する相談内容については、市保護課や市長申立てに関する市介護保険課とのやりとりとなっております。

○森田委員

わかりました。

○林会長

他に何かございますか。

(質疑なし)

それでは次に、報告事項のイ「令和4年度中核機関の受任調整等の状況について」事務局から説明してください。

○平塚主任相談支援員

5頁をご覧ください。「令和4年度中核機関の受任調整等の状況について」は、4回会議を行い、6件会議に諮りました。

第1回目の83歳女性については、当初身寄りがいらっしやらないということで市長申立ての手続きを進めておりましたが、市から親族に意見書を送付したところ、親族で申立てする了承をいただきましたので、親族と面談を行い、親族申立てに切り換えて申立てをしました。現在は、社協の法人後見で受任しております。

第2回目は3件会議に諮っており、1人目の90歳男性は、当時在宅となっておりますが、現在は入院中です。この方は市長申立てを行い、現在社協の法人後見で受任しております。

2人目の90歳女性も市長申立てを行い、現在社協の法人後見で受任しております。

3人目の69歳女性は入院中であり、親族がいらっしやったため、親族申立てを行い、社協の法人後見で受任しております。

第3回目の80歳女性について、この方は当時意識不明の状態ですぐ急性期病院に運ばれ、身寄りも全くいらっしやらないという状況でした。

そのため、市長申立てを行い、急性期病院から転院する場合も、江別市内の病院は難しいと病院からご意見をいただいたため、司法書士の方が後見人を受任されています。

第4回目の82歳男性については、特に大きな問題等がなかったため、市民後見人を候補者とし、現在は市民後見人が活動中となります。

引き続き、6頁をご覧ください。項目2「成年後見等の受任状況」について、(1)「受任状況」は、法律職3件・福祉職3件・社協5件・市民後見人0件となっております。

次に、令和5年3月末時点の社協受任内訳は23件、市民後見人の受任内訳は3件となります。

○林会長

ただいまの説明に対し質疑ございますか。

○森田委員

5頁の受任調整会議のNo.6の方について、特に問題なしで選任したということですが、HDS-R12点で後見相当と保佐相当の中間ぐらいかと思われま。本人申立てであり、保佐で市民後見人が単独受任したことについて、すごく珍しくいいことだと思いますが、直接市民後見人を選任した理由はありますか。

○平塚主任相談支援員

対象者は、日常生活自立支援事業を4年半程利用されており、その生活支援員を市民後見人の方が担当されていました。対象者の施設の方も、その市民後見人が対象者の元に来ると、表情が柔らかくなると仰っていらっしゃいましたので、適任だと考えました。

○林会長

よろしいですか。

○森田委員

はい。

○林会長

他にご意見ございますか。

○小泉委員

2点教えていただきたいです。1点目、表の見方で恐縮なのですが、6頁の参考「社協受任内訳」の部分で、合計23件となっておりますが、こちらは今手持ちで動いている件数が、23件ということでしょうか。

2点目に、先程の資料1で市長申立て等が合計15件で、令和4年度の受任調整会議にかけられている件数が6件ということで、若干差があります。申立てのタイミング次第なのかもしれませんが、差がある状況について、教えていただけたらと思っております。

○平塚主任相談支援員

まず社協の受任内訳について、こちらは令和5年3月末時点で社協が受任している件数となります。

そして、受任調整会議については、会議に全ての申立て案件を諮るのではなく、社協もしくは市民後見人が候補者となって申立てをする場合、会議に諮っております。その申立て支援の中で、法律職の方が関わる場合、社協と法律職の方でどなたが候補者として良いか相談して話し合った結果、法律職にする等の方法をとっております。

また、受任調整を実施しない場合として、候補者を個人名で入れることができる場合も、受任調整会議に諮らない形をとっております。

○林会長

今の説明でよろしいでしょうか。

(質疑なし)

それでは次に、報告事項のウ「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針」について、事務局から説明願います。

○川合高齢福祉係長

それでは資料3の7頁からご説明いたします。

当運営方針は、令和4年3月に策定した「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」に基づき、中核機関の効果的で円滑な運営のために策定しているものとなります。

運営方針につきましては、中核機関設置に伴い、これまで委員の皆様には、本協議会において、丁寧な協議をしていただき、本当にありがとうございました。

令和5年度の方針につきまして、昨年度の方針と変更点はございませんが、9頁の(5)「受任調整」、(7)「成年後見人等への支援」、(8)「地域連携ネットワークの構築」、(9)「家庭裁判所との連携」につきましては、中核機関として強化している機能となることから、中核機関として2年目を迎える令和5年度においても、引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。

○林会長

この方針については、変更ありませんのでよろしいですか。

(質疑なし)

それでは次に、(2)協議事項のア「令和5年度中核機関（江別市成年後見支援センター）運営業務等事業計画書（案）について」、事務局から説明願います。

○川口センター次長

資料11頁をご覧ください。令和5年度中核機関運営業務等事業計画書(案)の内容をご説明いたします。

初めに、中核機関の運営業務について、項目1「業務に対する基本的考え」は、社協は平成29年に江別成年後見支援センターの運営を江別市から受託し、成年後見制度並びに権利擁護に関する相談支援事業を行っています。

また、市民後見人の養成及び法人後見業務にも取り組んでまいりました。

令和4年度からは、江別市が設置する中核機関として、専門職団体、関係機関等との連携を図りながら、これまで後見実施機関が担ってきた機能を拡充し、利用促進に向けて効果的に事業を展開しております。

項目2「実施内容」の(1)「相談対応及び利用支援」は、制度全般に関する様々な相談対応や申立書及び手続き書類の作成に関する助言等の利用支援を行います。

また、各種相談支援機関及び専門職等との密接な連携及び情報共有を図ります。

(2)「成年後見制度市長申立ての支援」では、市と連携し、円滑な市長申立てができるよう支援を行います。

(3)「市民後見人の活動に対する相談支援及び業務管理」では、市民後見人が安心して後見支援員活動に励んでいただくことができるよう、定期的な面談や随時相談支援を行います。

市民後見人が個人受任しているケースでは、必要なフォローを行うとともに、4ヶ月ごとに業務内容の確認を行う等、適切な業務管理を行います。

12頁(4)「市民後見人候補者の登録・管理」では、市民後見人登録者名簿を作成・管理し、登録者の継続について、意向確認を行います。

(5)「受任調整会議の運営」では、利用支援を行う案件において、受任候補者が決定していない場合に、成年後見人等の受任調整を行うための受任調整会議を運営します。

(6)「成年後見人等の推薦」では、受任調整会議の結果を受けて、家庭裁判所に候補者の推薦を行い、家庭裁判所における成年後見人等選任のための検討資料として、支援対象者情報を家庭裁判所に提供します。

(7)「成年後見人等の後見活動に対する相談支援」では、被後見人や後見人を支援する身近な支援チーム結成の支援・調整を行います。

支援チームには、必要に応じて法律・福祉・医療の関係者や成年後見人等、意思決定に寄り添う人等が加わります。

また、不適切な後見事務が確認された場合は、家庭裁判所等と連携し、迅速に対応します。

(8)「地域連携ネットワークの構築及び活用」では、地域連携ネットワーク協議会の開催や、チームへの支援を通じて、関係機関や専門職、地域の関係者及び家庭裁判所と連携する地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

昨年度組織いたしました地域連携ネットワーク協議会では、法律・医療・福祉の専門職及び地域関係団体、江別市等から選出していただいた19名の委員と事務局で協議会を構成いたしました。

昨年7月には第1回目となる地域連携ネットワーク協議会を開催し、17名の委員にご参加いただき、同協議会を設置する概要説明、委員自己紹介、センター事業報告を行った後、各委員との質疑応答・意見交換を行いました。

委員からは、所属する組織の成年後見に関する困り事について、借金や施設入所の身元保証、医療同意の課題についての意見があり、後見人の権限範囲での対応説明や、専門職の対応事例等を紹介いただき、意見交換をしました。

(9)「家庭裁判所との連携体制及び信頼関係の構築」では、家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼の構築に取り組みます。

(10)「江別市社会福祉協議会事業との連携と支援」において、ア「法人後見業務」では、江別市社協が後見人等に選任された場合、市民後見人候補者に法人後見支援員として、事務の一部を執行させ、円滑な後見業務を行います。

引き続き13頁イ「日常生活自立支援事業」では、社協が実施する当該事業との連携を図り、成年後見制度への移行の必要性が生じた場合に、切れ目ない支援を行います。

ウ「任意後見業務」では、親族以外の第三者の任意後見受任者の担い手不足の受け皿として、社協が新たに任意後見事業に取り組みます。

社協が受任するケースとしては、江別市内に居住し、頼れる親族や専門職がない等の一定の条件を満たす方を対象に、任意後見契約と合わせて、見守り契約や死後事務委任契約を締結することを想定しています。

(11)「その他」は必要な事業を行います。

項目3「スケジュール」は、資料16頁に年間スケジュールを記載しておりますので、後程ご参照願います。

項目4「実施体制」について、主任相談支援員1名・相談支援員2名の計3名体制で業務を実施いたします。

相談支援員のうち、2名が社会福祉士、1名が社会福祉主事の資格を有しています。

次に14頁「市民後見人フォローアップ研修開催運営業務」について、項目1「業務に対する基本的な考え」は、現在登録している市民後見人候補生の資質向上及び意欲の維持を図るため、成年後見制度に関する研修を開催いたします。

項目2「実施内容」の(1)「市民後見人の育成」では、本年1回目はすでに6月7日に行っております。

研修内容は、死後や生前整理に関わる様々なことをテーマに、講師には葬式・保険・不動産・司法書士・高齢者施設等の各専門家をお迎えして、講義をしていただきました。参加者は25名でした。

2回目は12月頃の開催で、外部の専門講師に成年後見制度利用促進計画に沿った内容の講義を予定しています。

(2)では、市民後見人候補者登録の継続について、意向確認を行います。

(3)「その他」は、資料のとおりです。

次に15頁「成年後見制度普及啓発業務」について、項目1「業務に対する基本的な考え」は、成年後見制度が市民にとって身近な制度として利用できるよう、成年後見支援センターをはじめとする相談支援窓口等の認知度の向上を図るため、普及啓発業務を行います。

項目2「実施内容」(1)では、成年後見支援センター及び制度に係るチラシを、出前講座や行事の際に配布します。

また、社協広報誌やホームページを活用し、センターの業務内容や支援事例等を紹介します。

(2)「市民向け講演会の開催」では、開催が11月11日開催で、専門職による制度説明と事例解説による内容を予定しています。

(3)「関係機関との研修」、(4)「出前講座の実施」では、関係機関等を対象とした研修の実施や、関係団体等の依頼により、出前講座を実施いたします。

(5)「その他」は資料のとおりです。以上です。

○林会長

この計画案につきまして、ご意見等ございますか。

○森田委員

本日追加で配布されている任意後見契約の資料について、ご説明いただけますか。

○平塚主任相談支援員

「社会福祉法人江別市社会福祉協議会の任意後見契約について」という資料をご覧ください。

こちらは、令和5年4月から実施できるように、令和4年夏頃から準備を始めてきました。

そして、市内の司法書士の方2名、弁護士の方1名にご意見を伺い、社協としても方針を出して、岩見沢市の公証役場の公証人の方と打ち合わせをして、要綱等を作成し現在に至ります。

内容としては、見守り契約・任意後見契約・死後事務委任契約の3点セットで、公正証書で契約を締結して、支援をしていこうと考えております。

料金等に関しては、記載のとおりとなっております。なお、まだ案件はないため、今年度中に1件もしくは2件程度受任していけたらと考えております。

○森田委員

任意後見をこれから進めることは、すごく良いことだと感じています。ただ、取り扱いについて、見守り契約と任意後見契約は、おそらく同時に行い、任意後見契約は、移行型かと感じております。見守り契約と任意後見契約は、別々に公正証書を作成し契約するという理解でよろしいですか。

○平塚主任相談支援員

そうです。任意後見契約は、移行型になります。基本はこの3点セットで、同時に契約を考えております。

○森田委員

わかりました。これは何か要綱等について、センターの中できちんと残しておくことを考えていらっしゃいますか。

○平塚主任相談支援員

はい、要綱を作成しております。

○林会長

他にご意見等ございますか。

○大桃委員

任意後見契約の場合は、法定後見に比べて比較的年齢の若い方々が対象になってくるので、関わる期間も長くなってくると思います。法定後見同様、対象地域は江別市内に限られていると思いますが、江別市内から転出される可能性が、結構あると思います。その場合は、契約解除になってしまうのか、厚別等の近隣地域であれば、そこまで支障なく業務を遂行できるかと思えます。そうした終了の取り扱いについて、お聞かせいただければと思います。

○平塚主任相談支援員

基本的には、江別で江別の方をと思っております。契約後、本当に江別市内では難しい、札幌に行かざるをえないとなった場合は、大桃委員がおっしゃるとおり、やはり法定後見と違い、辞任と選任申立てを家庭裁判所に申し立てすればよいという簡単な問題ではないと認識しています。

ただ、契約した以上は、死後事務委任契約もしているため、最後まで支援せざるをえない、という考えではあります。極力江別で支援できるよう考えていきたいと思っております。

○大桃委員

例えば、他市町村で同じように任意後見を行っている所と連携できれば、引き継ぎのようなこともできると思いますが、他市町村の任意後見の取り扱いは、どのような状況なのでしょう。

○平塚主任相談支援員

おそらく、北海道で行っている市町村は、1自治体か2自治体です。全国的にも、任意後見を行っている所は、圧倒的に少ないというのが現状です。

そのため、当社協で任意後見をやろうと思った際に、法定後見の法人受任の場合だと、近隣の市町村がすでにやっていたため、先進地視察等で様々な意見を聞くことができましたが、今回そういった社協は、近隣にはありませんでした。本別町で死後事務のみ行っているという話は聞きましたが、そのぐらいだと思います。そのため、他市町村に移って、任意後見を他市町村の社協に引き継ぐということは、おそらく現実的にはできないと思います。

○大桃委員

わかりました。

○林会長

死後事務委任契約の場合、火葬等様々な費用を含んで20万円となっていますか。

○平塚主任相談支援員

それは別です。この20万は社協が受領する金額で、その他費用がかかる場合は、本人の預金から支出するということになります。

○林会長

そうですね。横須賀の場合は、主にひとり暮らしで身寄りのない方が亡くなった場合、生前に、あらかじめ市と火葬業者・お寺が契約して、20万円程度火葬代として契約する等、経済的に余裕がない世帯を対象に行っておりますが、そういった意味ではないですか。

○平塚主任相談支援員

どちらかというと、任意後見に関しては、一定程度経済的に余裕のある方が想定され、経済的に余裕のない方は、法定後見で対応することができる場合が多いです。

○林会長

経済的な状況をどのように判断するかということもありますが、今回の資料では、1000万程度の預金を想定されているのかと。

○菅委員

林先生と同じような内容となりますが、成年後見報酬について、低所得者への場合、1万円程度や8千円程度等ケースバイケースですが、今回の任意後見契約は、預貯金額が1000万円以下の方で、月額2万円からとなっており、ある程度経済的に余裕のある方への対応としてお考えで、低所得者の方が、任意後見を受けることはなかなか難しいのでしょうか。

確かに成年後見という方法もあるかと思いますが、皆様を感じる身の上の不安は同じであり、低所得者の方で身寄りがいらっしやなければ、今後どうするか、安全・安心を得るということもあると思いますが、少なくとも今回に関しては、ある程度経済的に余裕のある方が対象ということによろしいでしょうか。

○平塚主任相談支援員

任意後見については、どうしてもある程度費用は必要になってくる制度かと思います。社協としても、価格はかなり他の専門職の方に比べて抑えているつもりです。専門職に依頼するためには費用が足りない場合、社協への依頼が想定され、初回報酬はかからず、見守り契約期間中は月額3000円という、非常に安い価格設定であることから、こちらの料金でやっていければと考えております。

○菅委員

再度確認なのですが、報酬自体の判断、例えば1000万円以下でも、10万以下なのか999万円なのか、判断することは難しいと思いますので、最終的に契約する際に、こうした料金をお支払いいただける方が対象ということによろしいでしょうか。

○平塚主任相談支援員

はい。今回の金額設定をしっかりとご説明させていただき、お互い了承の上で行っていくことになれば、公証役場で契約締結し、見守り契約から始めていきます。

そして、対象者の判断能力が低下していき、監督人が必要の場合は、家庭裁判所に申し立てます。最後は、死後事務委任契約で対応するという流れになるかと思います。

○小泉委員

2点ご質問させてください。1点目、先程の任意後見について、契約者ごとに契約内容を変えるような想定をされているのか、もしくは社協さんとして、定型書式を想定されているのか、教えていただけたらと思います。

○平塚主任相談支援員

基本は定型書式を想定しています。また、本人の意向をどの程度反映し作成できるかというところを、公証役場とも相談した上で契約したいと考えています。

○小泉委員

2点目は、任意後見とは関係ないところで恐縮なのですが、先程計画のご説明の中で、不正防止の観点から、支援する中で不適切な後見事務が確認された場合、家庭裁判所と連携して、迅速に対応するという部分がありましたが、具体的にどういう対応をされるか、例えば情報提供を含めて、どういうイメージでお考えなのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○平塚主任相談支援員

社協では、成年後見人を受任されている親族や、社会福祉士の方から相談を受ける場合があり、こういう方が、不正をしていないと思いますが、もし不正をしている疑いがあった際に、すぐに家庭裁判所に報告するというイメージかと思います。

○小泉委員

実は弁護士会等でも問題になっていることで「個人情報の提供」の問題があって、社協さんとして個人情報をそのまま家庭裁判所に提供にしてよいかと言われると、結構微妙な問題を含んでいるかと思い、どういう具体的なスキームを家庭裁判所と組まれているのかなと思った次第でしたが、まだこれから想定をされるということでしょうか。

○平塚主任相談支援員

はい、この項目に関しては、あまりそういった事例を想定していませんでした。

○小泉委員

わかりました。

○林会長

本当は、計画に載せている以上、ある程度想定した方がよいと思います。事前にスキームを作っておかないと、実際にこうした事例が起きた場合にリスク管理ができなくなると思います。

不適切なケースはどのような場合なのか、あらかじめ想定して、ある程度スキームを作っておく必要があるかと思います。

例えば、関わる人達の間で、共通理解が得られていないと、ある人は良いと考え、ある人は不適切だと言った際に、中核機関としてきちんとしたスキームが必要ではないかということです。実際に起きてみないとわからないことがたくさんあると思いますが、想定されるスキームをきちんと作っておかないと、いざ事例が起きたときに、対応にばらつきが出て後手に回ることもあるかと思うので、考えていただければと思います。

○林会長

他にご意見等ございますか。

○森田委員

また任意後見の話に戻ってしまって申し訳ないのですが、この任意後見の契約内容は、あくまでも代理権の範囲で行うことになるかと思いますが、法定後見のように同意権や取消権はなく、契約者がそういった取消権や同意権の必要があれば、法定後見に切り換える等、依頼者や相談者にも、おそらく長い期間、関わることになるかと思うので、そういったことを気にかけていただければと思います。

○林会長

(8)「地域連携ネットワークの構築と活用」について、後段「当該ネットワークを活用し、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築に取り組む。」となっておりますが、昨年度、この項目についてはかなり大枠な話で発足していましたが、今年度この後段部分を意識して、何か新しい取り組みを始める計画がありましたら、教えていただきたいです。

○平塚主任相談支援員

はい、今年度は私から成年後見制度の現状ということで、例えば3つの種類の目安や、審判申立てに関して相談を受けて審判まで早く選任される場合、選任される場合の条件、すぐに選任される場合の条件をご説明した上で、参加者と意見交換したいと考えております。より実務に特化したことをやりたいと考えております。

○林会長

わかりました。他にご意見等ございますか。

計画自体はこれで承認してよろしいですか。

(異議なし)

○林会長

それでは、皆様からのご意見を参考に事業を進めていただき、任意後見については社協の事業ということで、あくまでご参考にしていただければ。

以上で案件は終了となりますが、その他ご意見等ございますか。特になければ、事務局から事務連絡はありますか。

○星野介護保険課長

次回協議会の開催は、令和6年2月頃に、中核機関活動状況の報告を予定しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○林会長

以上で、会議を終了いたします。ありがとうございました。また来年もよろしくお願いいたします。